

法政大学学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)について

法政大学後援会による大学への寄付金を基に始められたもので、学生の教育研究活動中の事故に備えて、学部生および大学院生を対象として上記保険に加入しています。この保険の対象となる傷害は、被保険者(学

生)が在籍する大学の教育研究活動中に生じた偶発的な事故によって、身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。ただし、「病気」についてはこの保険の対象となりません。

1. 保険の対象範囲および概要

- ①正課授業中の事故：講義・実験・演習・実技などの授業を受けている間、および指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②大学行事中の事故：入学式・大学祭・体育祭・学位授与式など学校行事中の傷害事故
- ③大学施設内の事故：授業間の休憩中、昼休み中など大学施設内にある間の傷害事故
- ④課外活動中の事故：大学に登録されたクラブやサークルなど課外活動中の事故
- ⑤通学中・学校施設等相互間の移動中の事故

	正課授業中の事故 大学行事中の事故	大学施設内の事故 課外活動中の事故	通学中・学校施設等 相互間の移動中の事故
死亡	1,200万円	600万円	600万円
後遺傷害	傷害の程度により 72万円～1,800万円	傷害の程度により 36万円～900万円	傷害の程度により 36万円～900万円
医療	治療日数1日から対象、 治療日数により3,000円～30万円	治療日数14日以上が対象、 治療日数により3万円～30万円	治療日数4日以上が対象、 治療日数により6,000円～30万円
入院(日額)	4,000円	4,000円	4,000円

2. 取り扱い部局について

	法・文・経営・国際文化・人間環境・ キャリアデザイン・グローバル教養	経済・社会・ 現代福祉・スポーツ健康	情報科・ 理工・生命科	デザイン工
体育実技を除く 正課授業中の事故	各所属学部担当 (電話番号は裏表紙参照)	各学部事務課 (電話番号は裏表紙参照)	小金井 学生生活課 042-387-6010	デザイン工学部 担当 03-5228-1347
体育実技中および 体育会活動中の事故	保健体育センター			
	03-3264-9497	042-783-2732		
大学施設内および課外活動中 の事故/通学・移動中の事故	市ヶ谷学生生活課 03-3264-9478	多摩学生生活課 042-783-2152		

3. 保険金が支払われない傷害および事故

故意、闘争行為、疾病、大学施設外および課外活動中で特に危険度の高い運動等(山岳登山、スカイダイビング等)の傷害は、保険金が支払われません。

地震など天災による傷害、放射線・放射能などによる傷害についても原則として保険金は支払われません。

4. 注意事項

- ①上記の事故に該当する場合は、事故発生日から1カ月以内に取扱部局(上記参照)へ申し出が必要です。
- ②詳細は、入学時に配付の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

トラブルに巻き込まれないために

トラブルが生じたときの連絡先 <各学生センター学生生活課>

市ヶ谷 TEL: 03-3264-9476 多摩 TEL: 042-783-2152 小金井 TEL: 042-387-6010

ここでは会員の皆さまや学生諸君の身近に潜むトラブルの危険について共有しておきます。

■ 18歳成人・契約 高額な買い物・無理な契約には注意!

成人になってからの契約の責任は自分自身にあります。高額な買い物や長期継続サービス(脱毛サロンや美容エステ等)の契約に際しては、即断せず、時間をかけて考え直すようにしましょう。万が一、消費者トラブルに巻き込まれてしまった際は、消費生活センターや消費者ホットライン(188)に相談するようにしてください。

■ マルチ商法 お金に関する勧誘には注意!

「FXや先物取引に関わる会員制投資ソフト(USB)を買いませんか。」等とマルチ商法の勧誘を受け、学生ローンで借金をして40～50万円という高額な金額の契約をしてしまったという相談が学生センターに多数寄せられています。しかし、そのようなソフトを購入しても投資自体がうまくいかず、さらに投資に充てる元手が無い、投資に専念できる時間が無い等の理由で、結局ソフトの購入代金そのまま損失となり、多額の借金を抱えてしまうというケースが殆どです。その結果、友人を紹介することで得られる5万円のキックバック欲しさに、大事な友人を同じ苦境に追い込んでいくことになります。

また、効率的な副業を紹介するとして、団体への参加を誘われたという相談も受けています。14万円前後という高額な入会金、友人を紹介した際のキックバック等、その仕組みはよく似ています。

法政大学ではそのような営業・勧誘行為は大学内での人間関係を破壊し、健全な大学生活を損なうものとして厳しく禁止しています。また、他大学の学生の保護者から「法政大学の学生から勧誘を受けた。」という苦情も寄せられていますので、このような行為には絶対に加担しないでください。

■ 学生証・パスワード

学生証の取り扱いについても注意してください。とくに20歳未満の学生が飲食店で年齢を詐称するため

に「学生証を偽造」していたという苦情が相次いでいます。学生証の偽造は、「私文書偽造」という刑事罰をとるような犯罪行為です。また、SNS等に学生証の画像をアップロードすることで、詐欺に利用されるという深刻なトラブルも発生しています。安易にアップロードをしないでください。

パスワードの管理にも注意してください。友人のパソコンでパスワードを入力し、のちにその友人によってパスワードが悪用されたというトラブルも発生しています。

■ 飲酒・喫煙・ギャンブル

20歳未満の飲酒・喫煙・ギャンブルはダメ!

成人年齢は18歳に引き下げられましたが、20歳未満の方の飲酒・喫煙・ギャンブル(競馬・競輪といった公営競技)については法律により禁止されています。他人から勧められても断る勇氣を持ってください。

また、20歳未満の人に飲酒を勧める行為は犯罪です。成年・未成年を問わず、毎年、飲酒によって大学生が死亡しています。泥酔し、事件・事故に巻き込まれることも少なくありません。自分の身は自分で守るしかありませんので、成人であっても節度を守るよう強く訴えます。

なお、各キャンパスともキャンパス内は原則として飲酒禁止です。また、大学周辺の公共の場での集団飲酒は迷惑行為になりますので、絶対に行わないでください。

■ 学外組織による勧誘 執拗な勧誘には注意!

「カルト宗教」と呼ばれる組織や、「過激派」と呼ばれる政治セクトなどから執拗な勧誘を受けているという相談が寄せられています。連絡先を教えてしまったため、強圧的な勧誘を繰り返し受けることになり、さらには自宅にまで構成員が押しつけてきた、といった事例も報告されています。

カルト的な宗教組織が「SDGs」「ボランティア」「国際交流」「啓発セミナー」などの名目で、学内で勧誘活動を行っている例が数多く報告されています。これらの誘いに乗り、いつのまにか宗教活動が生活の主体になり学生生活を継続できなくなったといった事例がありました。おかしいと感じたら学生センターに相談してください。